

江州勢田川附洲浚と淀川筋御救大浚

池田 治 司

一 江州勢田川附洲浚の普請明細

以前、本誌第三号において、河内国若江郡御厨村に残る「江州瀬田川洲浚絵図」と文政一〇年（一八二七）一〇月の「勢田川筋置洲出洲堀浚員数控」とを照合しながら、これらの資料に記された内容を当時の瀬田川普請目論見として紹介した。¹⁾

今回はその内容を再確認しながら、天保二年（一八三一）から同三年（一八三二）にかけて、幕府の許可のもとで同時期に行われた江州勢田川附洲浚と淀川筋御救大浚の内容を比較し、各流域における普請の性格的相違を検討したい。

まず、前稿において記した内容について、若干の訂正をしておきたい。前稿では河内国若江郡御厨村加藤家文書の「勢田川筋置洲出洲堀浚員数控」をもとに、洲浚坪数合計を二万二千坪余とし、天保二年の

大浚時の勢田川筋自普請坪数合計を『琵琶湖治水沿革誌』²⁾をもとに一萬一千坪余とした。後者の記述は、同書に載る「江州勢田川付洲浚自普請所出来帳」によつたが、この資料はどういうわけか、中ほどの部分表にまとめられていて、前後の翻刻文そのままの表記とは形式が違つ。前稿では、内容からしてこれらを一連のものとするべきところ、表でまとめられた部分を別表と見なしたために、坪数合計を過少に記載した。ここで、その訂正と「勢田川筋置洲出洲堀浚員数控」の数字を再検討する意味を含めて、もう一度この二つの年代の普請坪数明細に、『琵琶湖治水沿革誌』に載る文政七年（一八二四）の普請目論見も加えて、表1にまとめた。ただし、「勢田川筋置洲出洲堀浚員数控」の内容を見ると、浚以外の堤築立、堀割、堤切などの坪数が含まれておらず、それと対応する「江州瀬田川洲浚絵図」にも堤築立、堀割、堤

表1 勢田川浚坪数比較表

地 域	文政7年6月(目論見)		文政10年10月(目論見)		天保2年5月(実績)	
	場 所	坪 数	場 所	坪 数	場 所	坪 数
大 江 川	大江川出崎	4,500	大江川先	7,560	大江川元落口	7,093.30
	大江川下	882			同所葎生	134.3
	小 計	5,382	小 計	7,560	小 計	7,227.60
龍 王 下	龍 王 下	1,260	字 龍 興 下	1,558.44	龍 王 下	1,133.30
				286.38	同 所 取 合	36.7
					同 所 下	59.5
	小 計	1,260	小 計	1,844.82	小 計	1,229.50
三 田 川	三 田 川 出 砂	450	三 田 川 先	387	三 田 川 尻	218.4
別 所 川	別所川出洲	216	別 所 川	960	別所川堤外一番	718.7
	同所新切之下	450		518	同所続二番	237.5
					同 所 川 中	236.2
					同 所 川 下	94
					同 所 続 下 四 番	816
					同 所 川 中	33.3
	小 計	666	小 計	1,478	小 計	2,135.7
篠 部 川	篠部川新切之下	450		825	篠部川堤外一	266.7
	篠部川出寄砂	216		504	同所上之方	3.7
	同所下右之下	270			同 所 続 二	115.2
					同 所 下 三 番	133.3
					同 所 下 四 番	319.5
					同 所 続 五 番	1428
	小 計	936	小 計	1,329	小 計	2,266.4
池 谷 川	池谷川出洲	360	池谷川落口	750		
	同 所 下	117	稲津川地先	602		
	小 計	477	小 計	1,352	小 計	0.00
太 郎 川	太 郎 川 出 砂	594			太 郎 川 尻	535.2
奈 良 川			奈 良 川	129.9		
大 日 下			大 日 下	696	大 日 下	153.5
赤 川	赤川出洲	540	赤井川上	240	赤川尻	130
			赤川下	539	同 所 下	286.9
	小 計	540	小 計	779	小 計	416.9
八 島	高岸上ノ川中瀬	147	南郷村地先	2,000	八 島 西	1,365
	右同所下中瀬	327	八 嶋 之 内	242.819	八 島 西 添	23.3
			八 嶋 之 内	184	同 所 寄 洲	97.5
			芝 地	802.208	八 島 下	15.2
			芝 地	300.713	八 島 下 芝 地	262.5
					同 所 東 芝 地	70
	小 計	474	小 計	3,530	小 計	1,833.5
芋 谷 川	芋 谷 川	441	高 洲	890.625	芋 谷 川 尻	237.3
				426.2		
	小 計	441	小 計	1,316.825	小 計	237.3
阪 尻 川			高 洲	782.386	阪 尻 川	294
				232.5		
	小 計	0	小 計	1,014.886	小 計	294
奈 良 島	奈良島上ノ洲	270		1,100	奈 良 島 西	1,233.30
	右同所西川中	3,600			同 島 切 添	257.4
	小 計	3,870	小 計	1,100	小 計	1,490.70
嶽 川	嶽 川 土 砂	1,000				
	合 計	16,090	合 計	22,517.171	合 計	18,038.70

この表は『琵琶湖治水沿革史』及び「勢田川筋置洲出洲堀浚員数控」(加藤家文書)より作成した。また、「勢田川筋置洲出洲堀浚員数控」の記載内容と比較するため、文政7年及び天保2年の数字から、浚以外の堤築立、堀割、堤切などの面積を除いた。

切箇所の記載はあるが、同部分の坪数は記されていない。ここでは比較という観点から、他の二年代の数字からも同部分の坪数を除いた。

この表に掲げた三つの年代の浚箇所は、文政七年六月の「嶽川」(関津村瀧川を指すと思われる。)を除いて、地域としてはおよそ対応している。年代が近いこともあり、その意味で比較が可能であると考えた。表中の「地域」名は筆者が設定したものであり、「場所」は各資料に記載された項目名である。

また、「太郎川」と「奈良川」については、瀬田川の同一支流である可能性がある。というのは、「江州瀬田川洲浚絵図」に載る篠部川対岸の平津村北側を流れる「奈良川」の位置を現在の地図に⁽³⁾対照すると、「多羅川」という支流河川がある。発音で「多羅川」と「太郎川」は似ているし、「江州瀬田川洲浚絵図」や「勢田川筋置洲出洲堀浚員数控」を土地勘に疎い他郷者が写したものとすれば、「太郎」と「奈良」の見間違いは起こり得るからである。

他に、『琵琶湖治水沿革誌』には、享和三年(一八〇三)七月の詳細な普請目論見が載っている。ここでは、大江川の堤築立面積「一五五・五坪を除くと浚積合計が一九、〇八九・五坪となるが、普請地域が関津村など瀬田川の川下にまで及び、後年抗議の焦点となった「関ノ津川中岩」などの川下岩石の撤去も含まれているといった点で、表1の三つの年代とは比較しにくいので除外した。

いずれにせよ、表1を見る限りにおいては、三丁五年間隔でも年代によって各地域の普請面積は一定していない。敢えて言うなら、普請

の重点が後年になるにしたがって川下から川上の方へ移っているということがある。

二 江州勢田川附洲浚

そこでまず、表1の各年代の洲浚えの内容を、『琵琶湖治水沿革誌』をもとに再確認することによって、江州勢田川附洲浚の性格を検討したい。

天保二年から始まる下流淀川筋の御救大浚は、江州勢田川浚自普請願を発端とする。勢田川は幕府の国役指定河川ではなかったため、勢田川浚は一貫して自普請願として歎願された。そして、湖辺村々のうち、高島郡深溝村庄屋太郎兵衛を發起人惣代として、天明二年(一七八二)以来約五〇年間の永きにわたり、継続して出願され成就されたものであるということも見逃せない。多年にわたりこの出願が聞き届けられなかった原因として、『琵琶湖治水沿革誌』には次のような理由が挙げられている。

勢田川筋栗太郎黒津地先供御瀬は軍事上の要衝であること。

彦根城膳所城が琵琶湖に接するので、その減水は要害に影響する恐れがあること。

湖辺村々は約五〇という多数の領主が割拠し、協議をまとめることが困難であること。

川下淀川筋において差し支えがあり、殊に官領、社寺領、九条家領において反対が強かったこと。

公儀の川筋調査が緩慢であったこと。

こういった点をふまえて、表1の各年代の勢田川附洲浚の普請明細を見ていきたい。

湖辺村々惣代らは、文政七年六月勢田川浚の目論見をもとに、翌八年（一八二五）正月に自普請願を勘定奉行宛に提出したが、この普請明細は他年に比して小規模である。『琵琶湖治水沿革誌』には、この目論見は、経費として先述の享和三年の目論見の三分の二に減少していると記されている。その理由としては、大浚になると彦根城まわりの堀の要害に影響することと、多額の普請費用が必要となり湖辺村々の調整が付きかねることがあげられている。このため、表1に記された同年の普請明細のうち、まず半浚を行い、その結果として効果があれば、残る普請を行うとしている。また費用も彦根領は仕法割合を以て特別の扱い（御一領限）で出金をし、後は増入用があっても残る湖辺村々で調整するという条件で普請を願っている。

この願に対して奉行所は「金主対談書」、「湖辺郡々願候一札」及び「竹杭俵入用巨細」を記載したものを提出するように命じ、これに依りて翌九年（一八二六）三月に、入用銀二百貫目の借用書が提出されたが、『琵琶湖治水沿革誌』には他の二つの書類についての記載はない。しかし、同年一〇月、野洲郡の一〇ヶ村があくまで加名しないので、大津代官所にて勢田川浚願の加名状況を調べたところ、村数一九七ヶ村のうち、一五三ヶ村同意、二三ヶ村不同意とわかり、さらに残る二ヶ村は当初同意をしていたが、今回新たに不同意を唱える結果とな

った。その理由は、地低村々のうちでも比較的高い方で浚えの必要なしとしている。これに対し惣代太郎兵衛は、これら不同意二ヶ村の意図は出費を厭うてのこととして、実見を申し立てるが、結果としてこの二ヶ村を除村し、その分の出費を發起人太郎兵衛の高島郡深溝村、惣代清兵衛の浅井郡津里村、惣代惣右衛門の同郡八木濱村の三ヶ村で弁ずるとして出願する。

これをもつていよいよ翌一〇年（一八二七）五月付けにて勘定奉行所より御勘定池永鉄之助に普請役三人が付き添って川筋見分が申し渡されることとなる。この廻村見分時に下流淀川筋村々からの反対があり、この時の自普請願も不首尾に終わったことは前稿に記したとおりである。興味深いのは、勢田川浚願村々が借入銀二〇貫目をもって出張役人に対して御礼金を差上げていることである。『琵琶湖治水沿革誌』にはこのことについて、次のように記す。

當時公儀出張ノ役人共ニ於テ右の如キ禮金ヲ受納シタルモノナル
カ言語道斷ノ事ナリ多年出願ノ勢田川浚モ容易ニ許可ナラスシテ
出願人ニ於テ失費少ナカラザル折柄右様ノ出金ヲ要スルハ其苦勞
察スルニ餘リアルト云フベシ

つまり、公儀出張役人の礼金受納は言語道斷であるが、自普請願の出費が高むなかで、容易に許可されない勢田川浚願のために、敢えて借入銀をしてまで礼金を準備せずにはいられない心痛察するに余りあるというのである。

この後、湖辺願惣代らは、下流村々への示談に奔走することになる

が、文政二年（一八二八）九月に奉行所へ提出した勢田川浚主意書には勢田川の喉首といわれる関津村瀧川から銚子口を経て鹿飛までの狭幅急流の岩石を切割るなどはせず、下流域にて流布している噂は地理不案内から起きたことで、その川上にて普請を止めるとしていることから、表1に見られるような、普請の重点が後年になるにしたがって川下から川上の方へ移っていく傾向はこの点に原因があると思われる。

この示談が成立し、願人惣代から川下との行き違いもなくなったという申立によって、天保元年（一八三〇）六月勘定奉行より御勘定大竹庄九郎に普請役が付き添い再見分が実施される。翌天保二年の正月に漸く江州瀬田川筋付洲浚自普請願が大津代官所石原清左衛門掛として仰付られ、御勘定大竹庄九郎もその取締にあたることとなる。

普請は二月から四月一〇日までの予定で実施され、結果的には五月に「江州勢田川付洲浚自普請所出来帳」が提出されるが、この普請にあたっては、尾張国知多郡萩村の黒鍬頭次郎兵衛が雇われている。黒鍬稼とは普請をする専門の鳶職のようなものと思われる。⁴⁾ 農繁期までの一定期間に普請を完了するためには、こういった專業者に請負わせる必要があったのであろう。

この天保二年の勢田川付洲浚普請の仕法を「請負人請書」や「出張員滞在中取締ノ件」から紹介する。

まず「請負人請書」は次のような内容である。

請負人は朝明六ツ時から手分けして取りかかり、夕七ツ時に仕舞

う。

その間昼休みは長く取らず、取りかかりや休みは拍子木にて合図する。

日々出入人足日記を留置き仕立方等を見届け、人足の働方に油断なきよう見回りをする

四月一〇日までに全て仕立を完了して見分を受けること。もし予定通り完了しなければ、出水等でやり直しが出来ても何度でも仕立て直しをする。

普請中に喧嘩、口論、止宿不取締がないように心得ること。

入用銀の下げ渡しには、村々惣代中の奥書をもって願い出、普請場所を見届けて、惣代中の請取手形をもって下げ渡されること。

また、「出張員滞在中取締ノ件」には、出張役人の待遇について次のように記されている。

出張員止宿については、定められた木銭米代の支払いを受け、宿の賄いは有り合せの品で一汁一菜とし、家来中まで酒を出したり、御馳走のようなものを出さず、多人数をよいことに酒宴などにならぬよう慎み無駄な出費は極力さける。

村々から「御音物之義」は受納されることのないように注意し、家来中にいたるまで金品の贈答・借用などを戒めている。

旅宿の火元注意。

これらの内容から窺える当時の様子としては、人足の取締を厳格にし、出張役人への饗応などの無駄な出費を抑制しており、普請の完遂

という趣旨が徹底されているという点である。

この工事は結果的に、出役人夫総数三万人、銀三四七貫（六、〇〇〇両）を費やして完成した。この工費は奉行所の許可のもと、湖辺村々三〇〇ヶ村に反別に応じて徴収された。⁽⁵⁾

三 淀川筋国役堤普請

次に、河内国若江郡御厨村加藤家文書を中心にして、淀川筋国役堤普請の性格について検討したい。

この地域は、大坂市中の河川とは異なり、川幅が広く治水の観点から大きな堤防が必要であった。このため従来から普請は、大規模な堤普請が中心であった。⁽⁶⁾これに対し、大坂市中では、物資集散地という性格から水上交通の便をはかるため、川浚えを主とした。畿内では、桂・木津・宇治・淀・神崎・中津・大和・石川の八河川が国役指定河川であり、⁽⁷⁾周辺地域から国役銀を徴収し、ほぼ毎年恒常的に普請が行われた。国役普請は堤奉行が国役堤を見分し、修復が必要な場所を確定した上で実施される。

御教大浚における淀川・神崎川・中津川の国役堤普請は、堤防を統一的に補強するもので、普請は天保二年六月に始まり、翌三年五月二日に完成した。工法は、堤の高置・腹付であった。つまり、堤防の高さや厚さを補強するわけである。

楠根川組九ヶ村（御厨村・菱屋中新田、稲田村・新家村・長田村・川俣村・西堤村・荒本村・横枕村）の場合、「寢屋川通堤南手奈良海道

楠根川与唱候川付村々二而薄難地所与者乍申右様淀川通南手堤丈夫二御普請被為 成下候上者水難之愁茂無御座候様相成候而者小百姓二至迄安心二而農業相励ミ候」⁽⁸⁾として、天保三年三月二十五日付で次のように、「人足六百人御普請所江土砂運ニ農業透間ニ御加勢人足差出」を申し出ている。

一人足百八人	御厨村
一人足拾三人	菱屋中新田
一人足三拾人	新家村
一人足四拾四人	荒本村
一人足五拾弍人	横枕村
一人足百拾五人	長田村
一人足百三拾九人	稲田村
一人足六拾弍人	川俣村
一人足三拾七人	西堤村

これは、枚方から大坂までの淀川通りの普請人足を、高百石につき一人八分四厘割にて村々に割り当てられた数字である。

そして、「人足御入用之節者御当地谷町吉丁目川崎屋藤兵衛方江被為仰付下度同人も私共江通達致候」としている。

楠根川組九ヶ村の御加勢人足差出願は許可されたが、四月九日に至り差出しの差図がないので、農作業の都合上、同月一五、六日頃までに差図願いたいと申し出る。これを受けて奉行所から次の差図があった。

十四日

十五日

百八人	御厨村	拾三人	ひしや中新田
三拾人	新家村	四拾四人	あら本村
六拾貳人	川俣村	百三十九人	稲田村
×貳百人		×百九十六人	

十六日

五拾貳人	横枕村
百十五人	長田村
三十七人	西堤村
×貳百四人	

そして、同月二八日には、指示通り茨田郡土居村の淀川堤の東西二六間二尺にわたる「腹付并丈夫付」が完成したことを奉行所宛に報告している。土居村の淀川堤とは、神崎川と中津川が淀川から分岐する地点のほぼ中間点に位置する淀川左岸の摂河国境付近に位置する。

ここで興味深いのは、加勢人足を農閑期に限って願い出、差図がないと、「勝手奉申上候儀奉恐入候得共」と断りながらも、指示を奉行所に催促している点である。

このことに関連して、この普請期間中に問題が発生した。それは、楠根川組九ヶ村のうち、西堤村の九右衛門が「土持之処御縄張之通り迄」出来ていないのに、「大勢之人足相留メ置私共組合人足廻し之ものへ向け最早当村之分者は二而引取候等と申」して帰ってしまった。これが騒ぎになり、他村庄屋の連名で注進している。理由は不明である。

が、恐らく農繁期の問題があるのではないだろうか。「薄難地所」とは言え、この淀川堤の普請に対する姿勢が窺える出来事である。淀川筋の摂河川添村々が全てこのような自己利益を優先するような消極的な態度で望んだわけではないであろうが、少なくとも江州湖辺村々のような切迫感はないといえよう。これは、御救大浚のこの地域における意味合いが、統一的な国役堤普請といった程度で、画期的な変化をもたらすものではなかったということもあるが、国役堤として恒常的に普請が実施されていた点も大きな理由である。

御厨村加藤家文書には、この時の楠根川組九ヶ村の加勢人足差出にかかった諸入用割賦帳⁽¹¹⁾があるので、参考のためにご紹介しておく。費用は主に参会費や出動料であり、合計九一三匁三厘のうち、四六匁を西堤村の九右衛門一件の掛引分として西堤村に別割とし、残り八六七匁三厘を残り八ヶ村で村高に応じて次のように配分している。

川俣村	九〇目八分五厘
御厨村	一六三匁九分
荒本村	七一匁一分一厘
新家村	五六匁一分
稲田村	一九六匁六分六厘
横枕村	七九匁五厘
菱屋中新田	三八匁一分一厘
長田村	一七一匁五分三厘

四 大坂市中の御救大浚

大坂における御救大浚の状況については、既に『大阪市史』をはじめとする多くの研究成果があり、ここで改めて説明するまでもないが、普請の性格的特徴を明らかにするという観点から、まずその概要を追ってみる。⁽¹²⁾

天保元年の勘定奉行の命を受け、江戸より御勘定大竹庄九郎が派遣されたことは前記のとおりである。この時、勢田川筋の自普請所見分にあたり、大坂三郷に勢田川浚に関する差障りの有無について照会があり、天満組より次のような意見が出る。つまり、現状でも川口をはじめとして市中河川は川床が埋もれ通船の妨げとなっており、この上勢田川筋浚渫があれば、その水勢で土砂が流出し市中の衰微をきたすよって、年々三郷から徴収される川浚冥加金の免除をもって、市中河川の自普請を願い出る。

大坂町奉行所では、これをもって水利の専門家の意見をも仰ぐが同様の回答で、勢田川浚渫の有無に関わりなく、淀川・神崎川・中津川から河口にいたるまでの大浚を幕府に願い出ることになる。この結果、天保二年二月八日に「勢田川・宇治川・淀川等一時二浚方被仰出候間、先市中相歎居候海口安治川口より致手始、追々大浚申付候」という御触が出され、これに従い翌月から安治川口から普請が始まった。費用は「御役所二而取扱候御貸付銀四朱利銀之内、六百貫目を以御救浚方堤高置腹付御普請」にあてるが、これでは十分な工事はできないので、大浚掛より協力を求めたところ、豪商三六件より合計一六、七〇〇両、

中規模の町人七二件より合計五、五六一両、三郷町々并諸仲間より合計銀五九〇貫目、さらにその他町人・借家人からも冥加金銀が集まり、総額銀二、三五七貫三三三匁余に達したという。この資金により淀川・神崎川・中津川から河口にいたるまでの大浚が可能になった。

先に天満組が免除を願い出た川浚冥加金とは、安永四年（一七七五）から三郷町人に対して徴収され始めたもので、それ以前には、明和二年（一七六五）に始まる新築地代金及び益金の貸付利銀をもって大川浚を行うという慣行があった。⁽¹³⁾ ここでいう「四朱利銀」もこのような貸付利銀の一種であろう。

また、市中川浚えには、各町からは町人・借家人が、人足としてこぞって労働奉仕に赴いた。実際の川浚えの様子は、町々ごとの人足が、揃いの半纏・襦袢・脚絆に身を固め、吹流しの幟を立てた五、六艘づつの船に分乗し、鉦や太鼓で囃し立てて川を漕ぎ下り、天神祭より賑わしく、安治町から砂捨場までの三〇丁程に、川浚を当て込んだ茶屋が並んだという。天神祭の比喩が出るごとく、『大阪市史』には次のような描写がある。

大浚は今や宛然として神事祭礼のごとく、市民の狂熱は逐日増進し、（中略）かく御普請御手傳の趣旨を忘却し、遊興同様に土砂持を行ふは心得違の甚だしきものなりとて、四月下旬敵しく町々を戒飭し、翌月再び掛総年寄り注意を加えたり。

この安治川口の浚渫期間中（三月上旬～六月上旬）の加勢人足数は、合計一〇一、二五〇人余という。

このように、大坂市中の御救大浚は、勢田川附洲浚や淀川筋国役堤普請の場合と普請の様相が全く違う、町人の財力を背景にした一種神事的な風俗が見られる。民衆の側では、この御救大浚を日頃の鬱憤を晴らす好機ととらえていた傾向があったと言つてよい。

大坂では、砂持と称して神社の再建・修復に際し、氏子などが川浚で出た砂で高低のある社地を整える行事が、一八世紀頃から盛んに行われるようになった。例えば、寛政元年（一七八九）に行われた玉造稲荷の砂持や天保九年（一八三八）の天満宮の砂持は有名である。この影響からか、御救大浚においても、町奉行所までが「土砂持」という表現を用い、幕府にとつても神事としての砂持と差異のないものと見ていた節がある。⁽¹⁶⁾ こういった点で、大坂市中の御救大浚は独特の性格を持っていたと言えるだろう。

ちなみに、以後大坂では天保八年（一八三七）の大塩焼けや天保大飢饉の影響もあり景気の低迷期になるが、こういった時期において幕府は、御救大浚の時には禁止した神事祭礼の性格を有する砂持を、景気づけのために奨励している。

五 まとめ

ここまで、天保二年に始まる江州勢田川附洲浚、淀川筋国役堤普請及び大坂市中御救大浚を概観し、その特徴を追つてみた。

江州勢田川附洲浚には、前稿でも記したように、湖辺新田開発に關する幕府の意志がはたらいており、この自普請実施にはそついった政

治的意図もあつたことは事実であるが、湖辺村々惣代の献身的な歎願姿勢からは、新田開発も自普請の許可を得るための理由付けまでにか解し得ない。あくまで、他流域の抗議に対応しながら自普請を完遂し、勢田川の疎通を良くすることによって、浸水の被害を防ぐという積年の思いが読み取れる。

これに対し、淀川筋国役堤沿岸諸村には、農民としての眼前の自己利害を優先するような淡々とした態度が見られる。これは、御救大浚のこの地域における意味合いが、統一的な国役堤普請といった程度であり、またこういった姿勢は、国役堤としての指定を受け、歎願なくとも従来から恒常的普請が実施されていた点にも起因すると思われる。一方、大坂市中の御救大浚の様相は異質で、諸国廻船の輻輳する天下一の流通拠点としての大坂を衰退から守るため、他地域にはない都市財力を背景に、半ば狂乱的な民衆のエネルギーをもって実施された。それはまた、従来からある神事としての慣行「砂持」に通ずる要素が大きく、時にはそついった民衆のエネルギーのはげくちとなり、一方ではそのエネルギーが景気回復に利用される場合もあつた。

砂持のような都市特有の民俗は、本稿のような治水を対象とした論考では収録しきれない要素があるので、砂持そのものの検討については今後の課題としたい。

(1) 拙稿「河内国若江郡御厨村に残る「江州瀬田川洲浚絵図」について」

『大阪商業大学商業史博物館紀要』第三号、平成一四年。

(2) 『琵琶湖治水會』大正一四年。以後この節の記述は同書に基づく。

- (3) 『都市地図 滋賀県1 大津市』昭文社、二〇〇二年。
- (4) 永原慶二・山口啓二『講座・日本技術の社会史』第六卷土木、日本評論社、一九八四年、二五二頁。
- (5) 淀川百年史編集委員会『淀川百年史』建設省近畿地方建設局、一九七四年、一〇五九頁。
- (6) 村田路人『一七世紀大坂の河川支配』(『ヒストリア』第九九号、一九八三年、四九頁)。
- (7) 脇田修『近世大坂地域の史的分析』御茶の水書房、一九八〇年、一〇頁。
- (8) 『神安水利史 本文編』神安土地改良区、昭和五六年、二六七頁。
- (9) 天保三年三月二五日付「淀川通大湊井堤御普請二付願書控」(加藤家文書)。以下次注までは同史料による。
- (10) 天保三年四月一九日「乍恐口上」(淀川通御国役堤御普請のこと)(加藤家文書)。
- (11) 天保三年四月「淀川堤御普請御加勢人足差出候二付願一件等諸人用割賦帳」(加藤家文書)。
- (12) 以下特に注記のないものは、『大阪市史』復刻版(大阪市、清文堂出版、昭和四〇年)によった。
- (13) 大阪市立中央図書館市史編集室『大阪編年史』第一七巻、昭和四九年、五〇頁。
- (14) 大阪市史編纂所『大阪市史史料』第六輯、大阪市史料調査会、昭和五七年、一三三頁。
- (15) 村田路人『近世大坂の川浚制度』(梅溪昇教授退官記念論文集刊行会『日本近代の成立と展開』思文閣出版、昭和五九年)。
- (16) 田中豊『大坂の砂持』(『藝能史研究』第一四三号、藝能史研究会、一九九八年)。
- (17) 前掲「河内国若江郡御厨村に残る「江州瀬田川洲浚絵図」について」、『大阪商業大学商業史博物館紀要』第三号、一七六頁)。